平成２６年５月１３日

各位

会社名　　古林紙工株式会社
代表者名　代表取締役会長兼社長　　古林 敬碩
（コード番号 3944 東証二部）
問い合わせ先 取締役総務部長　　中山 潤一
（TEL 06－6941－8561）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 13 日開催の取締役会において、今後の経営環境の変化に機敏に対応すべく、適正なコーポレート・ガバナンスのもとで的確且つ迅速な経営体制を確立するため、取締役会では会社全体の経営方針および戦略の決定と業務の執行の監督を行い、一方では業務執行を取締役会が監督する各部門担当の執行役員が担う経営体制を構築することを決議し、それに伴い定款の一部変更を決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本件定款一部変更につきましては、平成２６年６月２７日開催予定の定時株主総会において会社法の定めに基づく特別決議によるご承認を頂くことによって当社の正式決定となることをお知らせいたします。

記

（下線は変更部分を示します）

変更前	変更後
第 3 章　株主総会 第 15 条（招集権者および議長） 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき社長がこれを招集し、その議長となる。 2 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこ	第1章　株主総会 第 15 条（招集権者および議長） 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。 2 当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役

れに代る。	――――――
第 24 条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	第 24 条（取締役会の招集権者および取締役会議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において予め定めた取締役会議長がこれを招集する。 2 取締役会議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
第 26 条（代表取締役および役付取締役） 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によって選定する。 2 取締役会の決議によって、会長、社長各1名、ならびに副会長、副社長、専務取締役、常務取締役および相談役若干名を選定することができる。	第 26 条（代表取締役、会長、社長） 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によって選定する。 2 取締役会の決議によって、会長、社長各1名を選定することができる。 3 当会社は、取締役会の決議によって執行役員を選任することができる。 取締役は執行役員を兼任することができる。 当会社は、執行役員で構成する執行役員会を置くことができる。
（新設）	第 29 条（社外取締役の責任免除） 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。 （以下、 1 条ずつ繰り下げ）

以上